

20 八木蒔自然環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 八幡神社周辺一帯（玉造町）
- (2) 指 定 昭和53年9月1日（茨城県告示第1065号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、玉造町の北部、霞ヶ浦（西浦）高浜入りにのぞむ東岸台地上にある。

スギ、アカマツの高木を混じえたシラカシ、スダジイ、タブノキ等の常緑広葉樹林で、樹種多様な暖帯林を呈している。

また、本県を土着の北限とするモンキアゲハが生息する貴重な地域で、優れた自然環境を形成している。

このため、本地域は、茨城県自然環境保全条例第3条第1項第5号の「植物の自生地、野生動物の生息地」に該当する。

(2) 保全すべき自然環境の特質

ア 植 生

全体として最上層をなすのは参道部のスギ、社殿をとりまくアカマツ、スギであるが、その下層にはスダジイが多く暖帯林の様相を呈している。

また樹種も多く、構造は次のとおりである。

高木層としてスギ、スダジイ、シラカシ、タブノキ、ケヤキ、イロハカエデ、ヤマザクラ等、亜高木層としてツバキ、カヤ等、低木層としてアオキ、ヒサカキ、シロダモ、スダジイ、タブノキ、カヤ、スギ等、草本層としてタブノキ、ケヤキ、ムクエノキ、シロダモ、ヤマウルシ、イヌ

ザンショウ、クサギ、キツタ、テイカカズラ、アズマネザサ、ナツツタ、ミゾヒキ、チヂミザサ、ツユクサ、タチツボスミレ、ヒサカキ、イボタノキ、ガマズミ、ヤブラン、ヤブコウジ等が生育している。

イ 野生動物

タブノキを食樹とするアオスジアゲハが多数発生し、林床にはサンショウやコクサギが見られ、これを食樹とするクロアゲハやカラスアゲハ、モンキアゲハ等が生息している。

林縁には、イネ科やタデ科の植物を食草とするイチモンジセセリやオオチャバネセセリ、ヒメジャノメなどや明るい疎林を好むキチョウ、コムスジ、ヒメウラナミジャノメ等が生息している。また、鳥類の個体数も多い。

(3) 自然環境の保全に関する基本的な事項

地域全域を普通地区とし、そこに生育する植物、野生動物を含む自然環境を維持する。このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

(4) 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病虫害防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

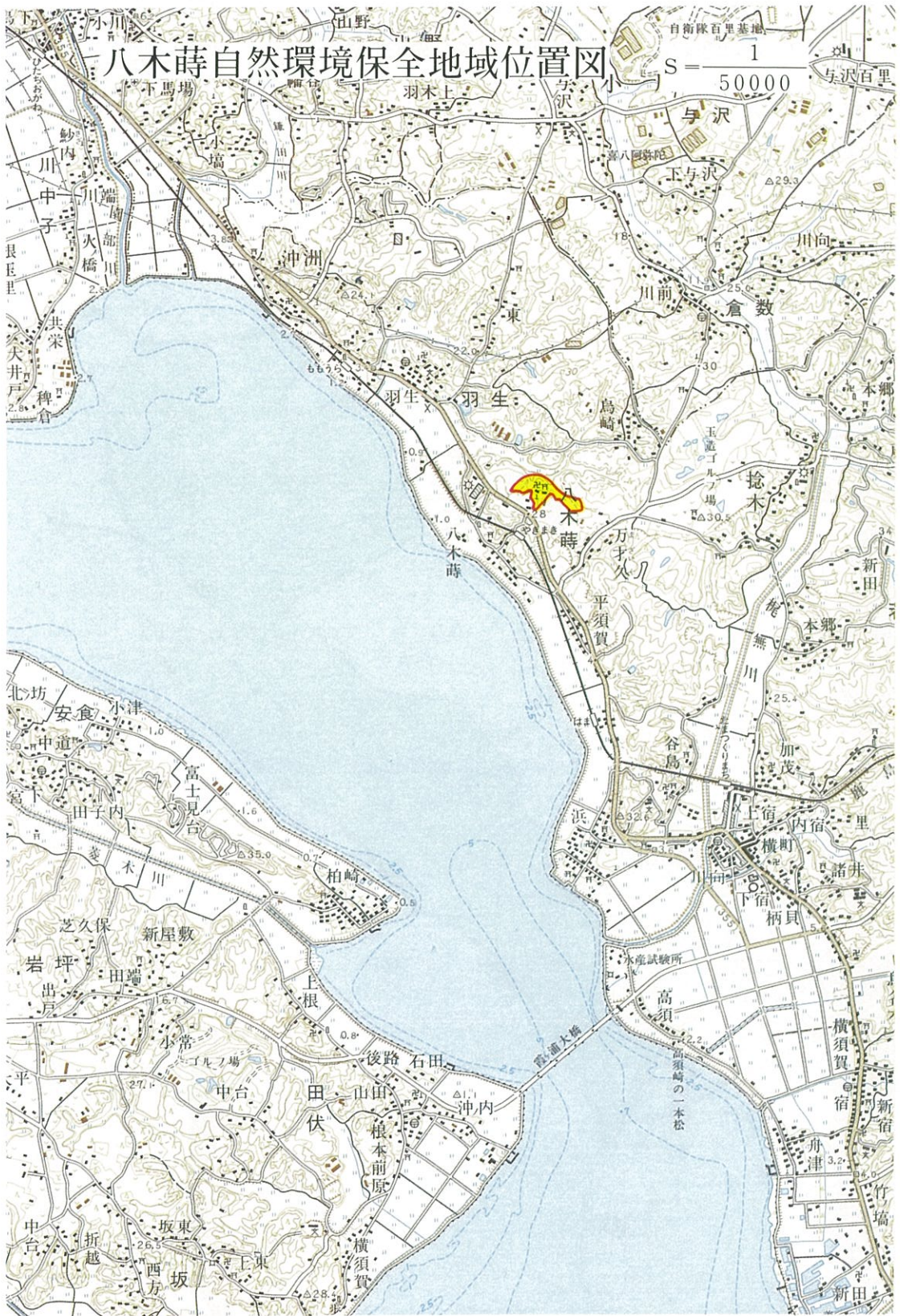
(5) 地区の指定に関する計画

本地域の区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	区 域	総 面 積	土地所有別面積	摘 要
八木蒔自然環境保全地域普通地区	行方郡玉造町八木蒔	行方郡玉造町八木蒔の一部	ヘクタール 6.99	ヘクタール 民有地 6.99	スダジイなどの常緑樹とスギの大木にモンキアゲハ、鳥類

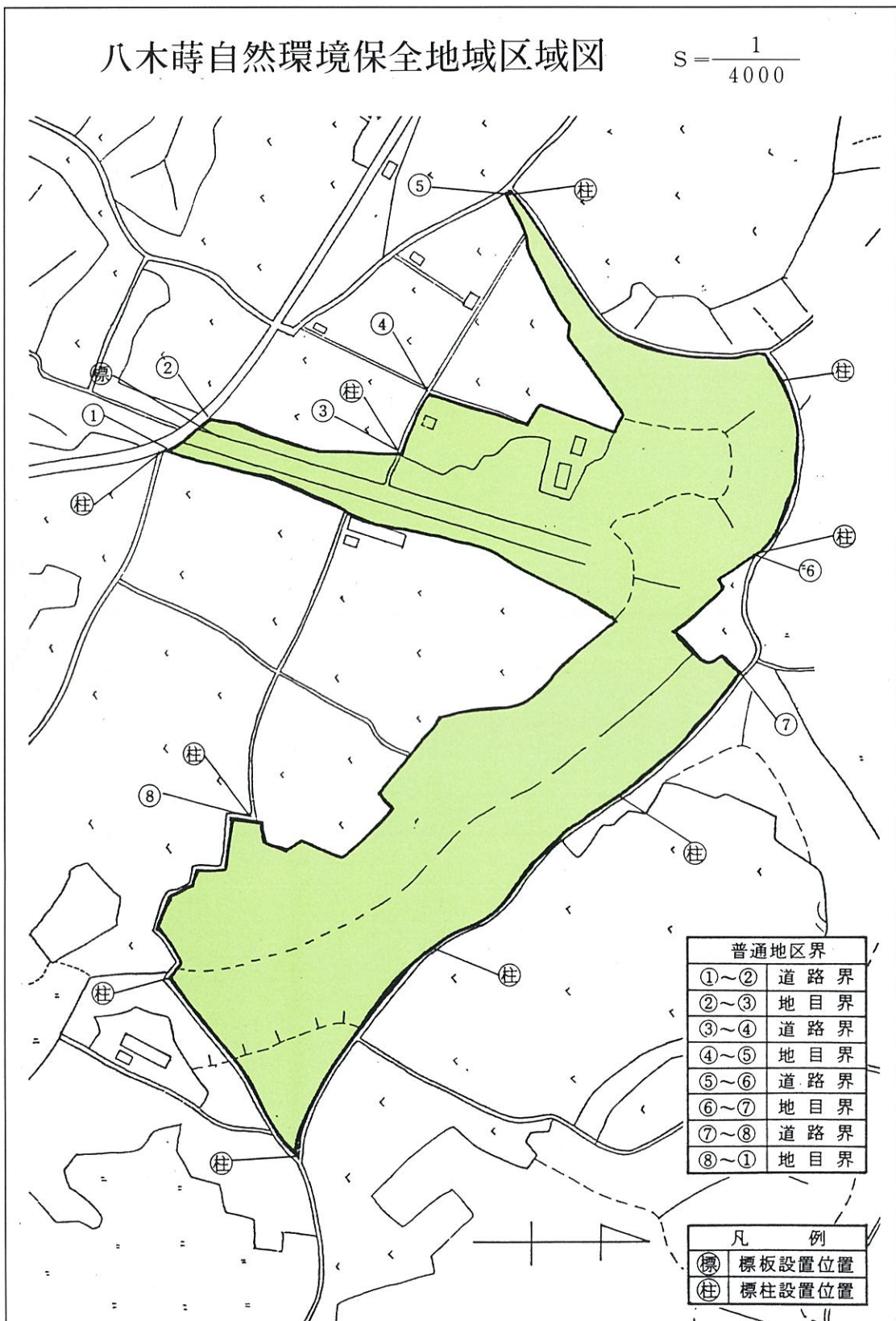
総 括 表

区 分	特 別 地 区									普 通 地 区			合 計		
	野生動植物保護地区			そ の 他 の 地 区			小 計			国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
所 有 別	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地						
所 有 別 面 積 (ヘクタール)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.99	0	0	6.99
地 区 別 面 積 (ヘクタール)	0			0			0			6.99			6.99		
地 区 別 (パーセント)	(0)			(0)			(0)			(100)			(100)		



八木蔦自然環境保全地域区域図

$$S = \frac{1}{4000}$$



普通地区界	
①~②	道路界
②~③	地目界
③~④	道路界
④~⑤	地目界
⑤~⑥	道路界
⑥~⑦	地目界
⑦~⑧	道路界
⑧~①	地目界

凡 例	
標	標板設置位置
柱	標柱設置位置